

万一のあなたを守る

まごころ共済



契約概要のご説明（自動車事故費用共済）

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「自動車事故費用共済重要事項説明書」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。
- この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、自動車事故費用共済普通共済約款または特約約款をご覧ください。

ご契約の際ご注意くださいこと

この共済は、契約車両を運転中の交通事故により、自己または他人の生命もしくは身体を害したことにより生じる共済契約者の経済的負担に対して、共済契約者に共済金を支払う共済です。

共済期間と補償の開始時期について

共済期間は1年間とし、補償の開始時期はお申込みをいただいた日の午後4時から開始となります。

継続更新について

更新継続については共済期間満了の日の14日前までに脱退の申し出がない限り毎年自動更新されます。

運転者の範囲

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ●法人でご契約の場合 | ●個人事業主でご契約の場合 |
| ・共済契約者（役員など） | ・共済契約者 |
| ・共済契約者が雇用している者 | ・共済契約者の同居の親族 |
| ・上記以外の届出運転者（2名まで） | ・共済契約者が雇用している者 |
| | ・上記以外の届出運転者（2名まで） |

被共済自動車について

共済契約者の所有、使用、管理（リース車両含む）に属する自動車でも県共済に届け出たものを対象とします。

共済掛金の払込方法

- ①共済掛金の払込方法は、年払または月払となります。
- ②初回から口座振替（共済掛金の払込みに関する特約）もご利用できます。
- ③口座振替日は、お申込日の翌月の26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となります。

共済金をお支払いできない主な場合（主契約）

- ①事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、代表者および役員等とします。）または運転者もしくは被害を受けた者の故意、または重大な過失によるとき。
- ②「運転者の範囲」に掲げる運転者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転中に生じた事故の共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院事故共済金。
- ③酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に生じた事故の共済契約者

側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院事故共済金。

- ④事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
 - ⑤事故の原因が、地震、噴火、これらによる津波または台風、洪水、高潮によるとき。
 - ⑥事故の原因が、核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
 - ⑦原因のいかんを問わず、被共済者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。
- その他詳細は、普通共済約款、重要事項説明書で確認してください。

共済金をお支払いできない主な場合（対物事故共済金特約）

- ①事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、代表者および役員等）または運転者もしくは被害を受けた者の故意または重大な過失によるとき。
 - ②契約車両側の過失により、相手側の財物に損害を与えたことによる、契約者側の損害が2万円に満たないとき。
 - ③「運転者の範囲」に掲げる運転者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
- その他詳細は、特約約款、重要事項説明書で確認してください。

共済金をお支払いできない主な場合（車両事故共済金特約）

- ①事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、代表者および役員等）または運転者もしくは被害を受けた者の故意または重大な過失によるとき。
 - ②契約車両側の損害額が3万円に満たないとき。
 - ③「運転者の範囲」に掲げる運転者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
- その他詳細は、特約約款、重要事項説明書で確認してください。

クーリングオフについて

クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回。）は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外となります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年間となっており、クーリングオフの対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

通知義務等

ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または県共済までご連絡ください。特に車両の変更をされる場合にはご注意ください。ご通知のない場合、共済金をお支払いできないことがあります。

共済掛金の払込期日等の取扱い

共済掛金の口座振替が不能となった場合には、不能月の翌月に再振替（月払の場合、2回分となります。）を行います。猶予期間内に共済掛金が払い込まれなかった場合、この共済契約は共済期間開始日を遡って効力を失うものとします。

次のような場合には、共済期間終了後、継続更新できない場合がございます

著しく共済金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な共済金支払いまたはその請求があった場合。

※約款は当組合ホームページ（<http://www.kenkasai.jp/>）でもご覧いただけます。

掛金は損金・必要経費になります。

契約者が法人の場合…掛金は損金に算入できます。
契約者が個人事業主の場合…掛金は必要経費に算入できます。

お届けする共済証書は内容をご確認の上、大切に保管してください。

お申込み
手続きは
簡単です

1 ご加入のお申込みは、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入ご押印のうえご提出ください。

2 組合員資格のある方で、初めてご加入される場合には、1口100円の出資金をお預かりいたします。（すでにご出資いただいている場合は不要です。）

口座振替取扱金融機関

- | | |
|----------|------------|
| 山陰合同銀行 | 西中国信用金庫 |
| 島根銀行 | 米子信用金庫 |
| しまね信用金庫 | 島根益田信用組合 |
| 島根中央信用金庫 | JA（農業協同組合） |
| 日本海信用金庫 | 鳥取銀行 |

お申込み・お問い合わせは

島根県火災共済協同組合

☎ 0120-75-0249

松江市母衣町 55-4 TEL (0852) 21-0249

FAX (0852) 21-0620

取扱代理所



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島根連許第 5336 号

自賠責・任意保険に関係なく契約者(あなた)にお支払いします。

商品特色



人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担額が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。

この共済は、県共済のオリジナル商品です。契約車両を運転中に生じた人身事故に対して、自動車保険ではカバーできないものまで補償します。お支払いする共済金を被害者へのお見舞金としてお役立てください。共済金は契約者にお支払いします。賠償金ではありませんから加害事故だけでなく、被害事故、自損事故でもお支払いします。

車種別共済掛金 (運転者の年齢に関係なく車種ごとに掛金は同じです。)

車種	共済掛金(年間)	共済掛金(月払)
① 自家用乗用自動車	9,000円	900円
② 自家用軽乗用自動車	4,500円	450円
③ 自家用普通貨物自動車(2t超)	16,500円	1,650円
④ 自家用普通貨物自動車(2t以下)	13,500円	1,350円
⑤ 自家用小型貨物自動車	9,000円	900円
⑥ 自家用軽貨物自動車	4,500円	450円

(注) 営業用登録自動車(乗用は緑ナンバー、軽自動車は黒ナンバー)は、お引受けできません。

特約共済掛金 (全車種一律)

【対物事故共済金特約】

共済掛金(年間)	共済掛金(月払)
1,000円	100円

【車両事故共済金特約】

共済掛金(年間)	共済掛金(月払)
2,100円	210円

補償内容

	負傷者が	
	契約者側の場合	相手側の場合(契約者側にも過失がある場合)
●死亡事故共済金 1事故につき 事故日から180日以内	300万円	●共済契約者の経済的負担を補うため… 合計300万円までの実費を支給 ●死亡臨時費用共済金……30万円(一時金として支給)(注1)
●後遺障害事故共済金 1事故につき 事故日から180日以内	12万円~300万円	12万円~300万円 算定された額を限度として実費を支給(注2)
●入通院事故共済金 1事故の入通院の通算 365日が限度	(1人あたり) ●入院日額……4,500円 ●通院日額……2,250円 1事故につき、入院・通院合わせて 1日最高18,000円	●左記の日額により…合計300万円までの実費を支給 ●入通院臨時費用共済金 (通算3日以上通院または入院で、1事故につき) 3万円(一時金として支給)(注3)
(オプション) ●対物事故共済金特約	●相手の財物に2万円以上の損害が生じた場合……3万円(共済期間内1回を限度)(注4)	
(オプション) ●車両事故共済金特約	●契約車両に3万円以上の損害が生じた場合……3万円(共済期間内1回を限度)(注5)	

※契約者側と相手側のケガと死亡に対する補償限度額は共済期間内で合計300万円です。(注6)

- (注1) 契約者側に死亡者が生じた場合、死亡事故共済金をお支払いします。また、契約者側の過失のある事故で、相手側に死亡者が生じた場合には、死亡者事故共済金から死亡臨時費用共済金を差し引いた額を限度として、契約者の経済的負担に対してお支払いします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度です。
- (注2) 契約者側に後遺障害者が生じた場合、後遺障害別等級により算定された額を限度としてお支払いします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に後遺障害者が生じた場合には、後遺障害別等級により算定された額を限度として、契約者の経済的負担に対してお支払いします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度額です。
- (注3) 契約者側に負傷者が生じた場合、1事故18,000円/日までお支払いします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に負傷者が生じた場合には、相手側の入通院共済金の合計額から入通院臨時費用を差し引いた額を限度として、契約者の経済的負担に対してお支払いします。
- (注4) 契約者側の経済的負担額が2万円以上の場合にお支払いします。(共済期間内1回が限度です。)
- (注5) 契約車両の自損事故・他車との接触事故または盗難、いたずらなどにより契約者の経済的負担額が3万円以上の場合にお支払いします。(共済期間内1回が限度です。)
- (注6) 対物事故共済金特約および、車両事故共済金特約の共済金は除きます。

補償の対象となる運転者の範囲

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
①共済契約者	○	○	○
②共済契約者の同居の親族	×	○	○
③共済契約者が雇用している者	○	○	-
④①~③以外の届出運転者	任意で2名まで		

※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

- 法人契約** 役員・従業員・パート・アルバイト等事業所に携わっている方はすべて対象となります。
- 個人事業主契約** 同居の親族・従業員・パート・アルバイト等事業所に携わっている方はすべて対象となります。
- 個人契約** 同居の親族が対象となります。

※上記以外の方は、2名まで「届出運転者」として登録でき対象とすることができます。

補償開始と共済期間

初回の共済掛金をお支払いいただいた日の午後4時から補償が開始され、共済期間は1年間とします。

出資金について

県共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて県共済の共済にご加入いただく場合は100円の出資金をお預かりいたします。(中小企業以外の方は員外としてご加入いただけます。)

共済掛金の払込方法について

共済掛金の払込方法は、年払または月払となります。初回から口座振替(共済掛金の払込みに関する特約)もご利用できます。
※口座振替日は、お申込日の翌月の26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。

“こんな時 こんなお支払い”をします

対物事故共済金特約及び車両事故共済金特約のいずれも付帯された場合

お支払い例①

歩行者をはねて死亡事故を起こした。

最高300万円までの実費を支給(葬儀費用・香典・喪失利益などにお役立ていただけます。)
※死亡一時金として30万円をお支払い。(初期対応のための費用としてお役立ていただけます。)



お支払い例②

出会い頭の衝突で相手車両の運転手が3日間通院。契約者側の運転手と同乗者1名が2人とも10日入院、10日通院した。(双方の車両とも30万円の修理費用)

3日以上入通院一時金(相手側)	30,000円
入院(契約者側)2人×10日×4,500円	90,000円
通院(契約者側)2人×10日×2,250円	45,000円
+ 対物事故共済金特約	30,000円
+ 車両事故共済金特約	30,000円
お支払金額	225,000円

お支払い例③

路面の凍結によりスリップし、お店の塀に激突(修理費用10万円)、バンパーを損傷し(修理費用5万円)、はずみで手首を打撲。7日通院した。

通院費用/1人×7日×2,250円	15,750円
+ 対物事故共済金特約	30,000円
+ 車両事故共済金特約	30,000円
お支払金額	75,750円